

厚岸町議会 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年3月13日

午前10時04分開会

●委員長（谷口委員） おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、議案第10号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

4目文化財保護費については、他にございませんか。

なければ、進めてまいります。

5目博物館運営費、6目情報館運営費。

6目保健体育費、1目保健体育総務費、2目社会体育費。ございませんか。

3目温水プール運営費。

4目学校給食費。

10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費。

3項文教施設災害復旧費、1目公立文教施設災害復旧費。ございませんか。

11款公債費、1項交際費、1目元金、2目利子。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

1ページにお戻り願います。

次に、第2条、債務負担行為の補正、6ページでございます。ございませんか。

次に、第3条、地方債の補正、8ページでございます。

1番、室崎委員。

●室崎委員 地方債ですね。

●委員長（谷口委員） はい。

●室崎委員 9ページに町債に関する調書補正というのが出ていまして、合計として121億3,000万円程度の記載がなされていますが、これが、平たく言うと、現在の厚岸町のいわば借金の総額であるというふうに見てよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

総額と申しますか、他に特別会計もございますが、一般会計においては、この121億何がしが起債の残高、いわゆる借金の残高ということになります。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 それで、一般会計で121億円と。後ほど、全部合わせるとどのぐらいになるかも、ちょっとついでにといいいますか、参考までに教えてください。

それで、前にも一度お聞きしたことがあるかと思うんですが、起債のときによく説明されるんですが、何割は地方交付税によって裏打ちされていますよというような話をお聞きします。それで、なるべくそういう丸々のものじゃなく、返還のときに地方交付税で見てくれるものという意味でも、有利なものを選んで起債を起こしていくという話はよく聞きます。

それで、例えば8割裏打ちをしますよといっても、それは額面の8割ですよ。そうすると、利息も払わなければならないですよ。だから、まず一番最初にお聞きしたいのは、この121億3,000万円、それに利息を加えるとどのぐらいになるのか。

それから、そのうち交付税の裏打ちというのは、これ、額面どおりには見れないんですよ。額面どおりというのは、どこまでも基準財政需要額の項目の額だというふうと思うんですが、それにいろいろな計算が行われて、実際に来るところは大分少なくなるという話は随分聞いています。その非常に難しい計算や複雑な仕組みについては、今、ちょっと省略してくださって結構ですから、最終的に、実際にどのぐらいの裏打ちが行われて、厚岸町のこの121億3,000万円、それプラス利息というもので、持ち出しがどのぐらいになるのか。

それから、特別会計も含めると、そういう計算をした結果、全体が幾らで、実際に返還するお金が幾らぐらいになるのか、それを大ざっぱな額でいいですから、教えてください。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ちょっと、二、三分計算させていただきませんか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、一般会計の9ページの18年度末現在高見込み額が121億2,993万8,000円、それから特別会計、これは簡易水道会計、それから下水道事業会計の18年度末現在高見込み額、42億6,214万円を足しますと、163億9,007万8,000円ということになります。

これに対しまして、利息を含めて幾らになるかということになりますと、今、電算処理をすると数字は出てきますが、大まかな数字で……。

(「大まかで結構です」の声あり)

- 税財政課長（佐藤課長） これに利息を含めると、一般的に20年とか10年とかの償還の種類がございますが、おおむね1.8倍ということになります。そうしますと、295億円ほどの元利償還額、将来的に元利償還額が発生してまいります。

それで、そのうち、いわゆる裏打ちといいますか、交付税算入、基準財政需要額に算入される分が幾らぐらいあるかということでございますが、これもいろいろな種類がございます。

それで、押しなべて大体の数字で申し上げますと、おおむね45%程度の割合でいわゆる基準財政需要額に算入されると。例えば、過疎債、辺地債、それぞれすべて押しなべた場合、そのおおむね45%相当の算入があるであろうというふうにして計算した場合に、この290億円の45%ですから、162億2,000万円ほどの元利償還が純粋たる償還の額になるであろうというふうと考えられるかと思います。あくまでも超概算での計算で、今、ここでの計算でございますので、正確な数字は後ほど出せるかと思いますが、おおむね元利で申しますと、そのような額になるかと思います。

- 委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

- 室崎委員 それに、あと企業会計の方のものがプラスされるということになりますね。

それで、今、マスコミでけさも何かどこかの県がゴルフ場が経営失敗して、2,000円で経営権を移譲したと。ただ、そのテレビはわあわあ言っているんだけど、いわゆる赤字がごそっとふえている借金をつけて2,000円で移譲したのか、経営権だけ2,000円で移譲したのかは、最後まで言ってませんから、ちょっと意味がわからなかったんですけども、ただ、そのときにも、みんなはやり言葉のように出てくるのは、「こんなことやっていたら夕張市になる」、こういう言葉なんですね。

「厚岸町、夕張市のようになりませんか」というような形で、非常に概括的にというか、余りにも上も下も全部ちょん切ったような話で、ぽんといろいろな方に聞かれます。私はその都度、「夕張市のようにはなれませんよ」と言っているんです。「2番目、3番目に出てきたものについては、だれも鼻もかけませんので、夕張市のような支援なんていうことは、精神的にも物質的にもあり得ないでしょうから、破綻したときには、だれも相手にしてくれない状態で破綻してしまいますよ。だから、夕張市のようにはなれませんよ」と言うんですが、それは半分冗談なんです、やっぱり新聞を見てもどこを見ても、財政は非常に大変で、どの町も、下手をするとあんなふうになってしまうんじゃないかという、きちんとした論理に裏づいたものじゃない、気分だけのいわば危機感のようなものが非常にあります。それだけに、やはり町としては、大変なのは大変なんだけれども、こうやってやればできるんだというものは、もう手のかえ品をかえ、やはり町民の皆さんに言っていく必要があると思うんです。

それで、このような162億円にあと企業会計どのぐらいになるかわかりません。後で資料でも出していただくとありがたいんですが、そういうような中で、今、これから返済をしていくという部分については、これも概括的な言い方で大変申しわけなんです、現在のところ、やはりきちっと見通しが立っていると。それはいろいろな不安要因はあるでしょうけれども、ということについて、わかりやすい簡単なご説明をしてください。

それと、もう一つは、夕張市がああいうふうに破綻していった中には、いわゆるやみ起債の問題や、一時借入金を上手に使って、それを表に出さなかったテクニックとか、いろいろあるということが報道されていますが、厚岸町はそのようなことはやっていない。その点で、健全な財政の運用を行っているということは前から何度もお聞きしていますが、改めてそういうものだということもきちっと言っていただけるとありがたいということなんです。お願いいたします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、平成18年度のこの補正予算の段階では、9ページの表でござんいただきたいと思います。18年度中、起債見込み額としまして、補正後15億2,220万円。その隣、18年度中元金償還額10億7,268万1,000円。これにつきましては、平成17年度許可債の真小の起債が含まれてございます。これが、通常の年度でございまして、10億円程度毎年償還する額よりも、ご存じのとおり、起債の額が5億円、6億円程度でございまして、償還する額よりも借りる額の方が少ないということは何を意味するかといいますと、残高が減っていくということでございます。これは、若狭町長就任以来、後年度負担を減らすということの政策の考え方から、それを踏襲して、現在に至ったところでございます。

ただ、瞬間的に真竜小学校の大型起債といいますか、これが本年度、繰越明許費による18年度の借入れ実行になるということで、瞬間的には15億円程度になってございますが、新年度予算では実質5億円程度の起債の発行ということから見ますと、償還と借入れということを比較すると、逆転しているということで、いずれは減っていく方向になるということでご理解いただきたいと思います。

それから、夕張市の問題につきましては、ほとんど新聞報道等では毎日と言っていいほど出ております。総務省の方も、再建団体の受理を認定をしたという報道もされております。自信を持って私、担当として申し上げられることは、不適切な会計処理等を行っているということは絶対にあり得ないと、この場で責任を持ってご答弁させていただきます。仮に事務の誤り等があったにしても、そういうことがないように、会計処理、予算編成等々、事務を進めてまいりたいと考えております。

この破綻等々、近年には平成20年度から、最近の新聞では、自治体の再建法案、これは閣議決定されて、今国会に提出されるような運びになっているようでございます。そういうことを考えますと、こういう法律ができて、夕張市のようなことになってしまいますと、自治体独自の行政運営というのは全くできないことになります。そうすることによりまして、住民サービス等におきましても、当然支障を来すことになりますので、そういうことのないように、財政担当といたしまして、全課長ともども協力しながら財

政運営に当たっていつてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

(「結構です」の声あり)

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

3番、南谷委員。

●南谷委員 私も、夕張市との対比ということで、町民の皆さん、非常に多くの関心を持たれておられます。二、三お聞きをさせていただきたいんですけれども、財政の支障というんですか、そういう観点で二、三お尋ねをさせていただきたいと思います。

厚岸町、この3月の補正を組まれることによりまして、経常収支比率というんですか、一般的には75%ぐらい以下が望ましいという一つの基準みたいなものがあります。そうしますと、厚岸町の場合、この比率が年度末で何%になられるのか。夕張市の場合、たしか125.6%で、全道町村のうち、180あるうち180番目だと。しからば、厚岸町は、全道180番のうちどのくらいの位置にされるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

それと、もう一点でございますが、実質公債費比率でございます。やはり経常収支というものは、これらの観点から比較検討が私は必要ではないのかな。しからば、実質公債費比率につきましても、比率が18%以上になれば、地方債発行に関しても許可が必要ということで、以前に議論をさせていただいたんですけれども、この年度末、この補正を組むことで、厚岸町の実質公債費比率はどのくらいの数字になるのか。そして、夕張市はたしか180あるうち178番目だと。厚岸町はどのくらいの全道の180番の位置になられるのか。この2点につきましてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間をおかりしまして、大変申しわけございません。ご質問にご答弁させていただきます。

まず、経常収支比率でございます。

まず、平成17年度、これにつきましては、毎年度決算統計という総務省に提出する書類で、決算をもって確定する数字でございます。89.7という数字になってございます。それから、18年度のこれは見込みになりますが、90.0という見込みになる推計をしてご

ざいます。

それから、実質公債費比率でございますが、17年度19.5%。これは3カ年平均でございます。18年度につきましては、12月定例会でご答弁させていただきましたが、適正化計画というものを策定してございまして、19.3。19年度につきましては18.4、20年度につきましては17.9、21年度につきましては16.7、22年度につきましては15.9という平均値、これは3カ年平均をもつての実質公債費比率でございます。

次に、順番でございますが、経常収支比率につきましては、道内合併後の団体数180団体でございます。89.7のこの順番は、180団体中107番目でございます。それから、実質公債費比率につきましては、180団体中129、いわゆる19.5%の比率が180団体中129番目ということになってございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、今まさに実質公債費比率の方が、むしろ世間一般では非常にこっちの方に目が向いてきている時代に私はなっておると思うんですけれども、以前にお聞きをさせていただいたおよそ見通しのままで現状推移をしているという理解をさせていただきましたが、それでよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

実質公債費比率につきましては、詳細な算出手順、様式等が総務省から示されてございます。それに当てはめて計算されているものでございます。

それから、今後発行しようとする額等々も含めまして推計をしております。今後、大型な発行を要するような起債がない限り、これはいわゆる電算処理で推計をしております。したがって、ほぼ総合計画に伴う3カ年実施計画等々を基本として入力しておりますので、先ほど申し上げたとおり、大型な突発的な事業が発生というか、ない限り、おおむねこの程度の数字で推移するというふうに考えてございます。

ただし、ここで条件がございます。委員ご承知のとおり、この実質公債費比率の計算方式の分母につきましては、いわゆる交付税が大きくかかわってまいります。今後、交付税がどのような推移をたどるかによっては、分母が大きく変わることによって、当然計算、算数として分子は変わりませんから、変動することは大きく要素としてあることをご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 途中まで聞いておったら、ああ、まあ、まずと思ったんですけれども、分母が変わると、確かにそのとおりだと思うんですね。現状では、まだ19.5%、実質公債費比率であると。将来的には、この18%という一つのめどをクリアされると。ですけれ

ども、分母になる交付税措置がどう変わってくるかと。当然だと思っ
るんですね。そういう余地が残される。

いずれにしても、現状でも夕張市ほどではないけれども、まだその可能性があると、
こういう認識を新たにさせていただいたんですけれども、この辺の関係につきまして、
先ほどご答弁でもあったんですけれども、やはりさなななる改革というものにひとつ取
り組んでいかなければならないところに来ているのかなと私は思いますので、この辺の
考え方につきまして、前に言われたよりも、もう一つ、一段階、二段階ギヤを入れかえ
なければならぬところに私は来ているのではないのかなと、かように考えますが、い
かがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

19年度予算はまだ審議に当然入ってございせんが、提案説明の方でさせていただ
いたとおり、実質、国で言う建設国債のように、厚岸町で申し上げます事業に充当する起
債5億数千万円、これにつきましても、過疎、辺地等々、いわゆる交付税の基準財政需
要額の見返りのある有利な起債を厳選して調製をさせていただいているところでござい
ます。

そういう意味をもちまして、今までもそういうことを考えながら、事業に充てる起債
を厳選しながらやってきたところでございますが、今後におきましても、さらにそうい
う有利な起債を厳選して、事業の張りつけということをやってまいりたいと考えており
ます。

いずれにしましても、夕張市、全国的に有名というか、話題になってございますが、
そのようなことがあってはならないということを肝に銘じて、予算編成あるいは執行を
してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございせんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なけば、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第11号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項明細書をお開き願います。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目保健事業費負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、3 目高額医療費共同事業負担金。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。ございませんか。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金。

2 項道補助金、2 目財政調整交付金。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金、2 目保健財政共同安定化事業交付金、3 目高額医療費共同事業交付金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

10 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、3 目一般被保険者返納金。
以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費。

5 項特別対策事業費、1 目特別対策事業費。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費、5 目審査支払手数料。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、2 目退職被保険者等移送費。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。ございませんか。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金、3 目その他共同事業拠出金。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にご覧いませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第12号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。ご覧いませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

6 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費。ご覧いませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第13号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目事務費負担金、2 目医療費負担金。

3 款道支出金、1 項道負担金、2 目医療費負担金。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

5 款諸収入、1 項雑入、2 目返納金。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

6 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、1 目医療給付費、2 目医療費支給費、3 目審査支払手数料。ございませんか。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第14号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、5ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページの歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 番、松岡委員。

●松岡委員 総体的になるわけですが、1,722万円の一般会計からの繰入金を減額して、そして起債に頼ると。1,470万円の起債に頼ったと。これは3月の現在において予算だと。少なくとも、やはり12月の補正予算くらいから計画を立てるものですから、そのあたり、こういうふうになった事情をきちっと説明してほしいと思います。

●委員長（谷口委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） ただいまの一般会計繰入金の1,722万円の繰り入れでございますけれども、減額した関係でございますけれども、これにつきましては、次の項の町債の2,470万円の関係がございまして、実はこの一般会計繰入金が少なくなった理由としましては、いわゆる公共下水道事業債、いわゆる特別措置分という、そういう制度が今年度からできまして、従来、下水道建設改良費にかかわる元利償還金につきましては、おおむね7割が交付税措置されていたんですけれども、平成18年度から地方財政の対策によりまして、その算定方法が見直しされております。見直しによりまして、その比率が下げられたものでございます。

このため減額となる影響につきましては、その減額分を補填する形で、地方債という特別措置、いわゆる地方債という新たな制度ができ、特例措置がなされております。この地方債が、金額の100%、それが今年度において財政措置がされる。そういった部分で、今回、次の項の1,770万円が増額となりまして、それに従いまして、一般会計からの繰入金が少なくなった、そういう理由でございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 少なくとも、私、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。そういう事情があったから、やむを得ずやったと思うんですけれども、なぜ3月になって、そしてぎりぎりになってこういった補正をやらなければいけないのか。少なくとも繰入金については、12月ころにやはり計画を立てて補正予算に組むのが本当でしょう。まるきり我々が、ちょうど私が離農すると同じですよ。離農するときの補助金がもらえると思ったけれども、もらえなくて、急遽無理してしまって、それと同じですよ。

やはり予算というものがあるんですから、少なくともやっぱり12月にやはりそういった機会があったわけですから、こんなぎりぎりになってこういうことやるべきじゃないと、こう思うわけですが、私はその理由をどうのこうの言って聞いているわけじゃないんですよ。問題は、予算編成上のそのことについて、考え方をお聞きしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げたいと思います。

この制度につきましては、水道課長の方から答弁いたしましたので、省略させていただきますが、この3月になって、1,470万円、下水道事業債の特別措置分が許可になった

ということで、なぜ3月補正なのかということでございます。

実は、この制度、18年度の地方財政対策制度によって創設された新たな内容でございます。したがって、この特別措置分について、許可をする際に、すべての団体がこれに対象になるものではございません。この措置の対象となる団体の選定と、それらの選定するには、それぞれの経営内容の試算等の申請をしなければなりません。そういう意味において、道あるいは総務省等のこの許可に当たっての時間が手間どったということが考えられます。

したがって、2月の中になってからの許可の通知が参りまして、12月の定例会には当然間に合わなかったという事情がございます。したがって、3月、この本定例会に提出をせざるを得なかったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 少なくとも、3月には当初予算を組んで、ある程度の計画を立てているわけですよ。そうしたら、ぎりぎりになって、ましてや全く格好よくないでしょう。借りるのが借りなくなって、一般財源から繰り入れするんだと。そういった予算措置を、一応やっぱりね、後から補正してもいいですから、やっぱり12月なら12月にやっぱり立てておくべきだ。それが予算編成のあれじゃないんですか。

こんなものね、本当に我々の貧乏かまどのやり繰りと同じですよ。これはやっぱりやるべきじゃない。少なくとも、我々のかまどと違って、予算というものが立てられるわけですから、ましてそれは議決を得るわけですから、議会に提示しなければならないわけですから、それが仮に3月に補正になっても、そういったことをやっぱり対応するのが本当でしょう。そのために予算があるんですから。そういったことをやっぱり今後気をつけていってほしいと思うんですが、再度お聞きしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

当初なりしかるべき時期に、それ相応の補正措置を講ずるべきとのご指摘でございます。

先ほど申し上げたとおり、この許可がはっきりしたのが本年に入ってからということでございます。したがって、物理的には無理だったことは確かでございますが、今、委員ご指摘のとおり、道、それから総務省等と連絡を密にして、一定程度の許可の見込み等を明らかにした上で、今後、所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

ただし、この制度は毎年度あるものではございません。したがって、類似なこういう制度が出てきた場合には、特に注意を払って対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 あれでしょう、予算を組む段階において、やはり上級官庁のいわゆるそういった許可が要るんですか。仮に、これを12月に一般会計からの繰り出しに一応しておいても、うまくいけば、何とかあれがもらえるというような考えがあった場合、そういった予算は組めないんですか。私は、そういった堅実なやっぱり予算を組んでほしいと思うんですね。そのことについて……。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この下水道事業債特別措置分につきましては、先ほど水道課長から答弁があったとおり、すべての団体が許可されるものではございません。したがいまして、その許可になる団体の選定に国、道が時間をとったものと考えられるというふうに私も先ほど申し上げたとおりでございます。

したがいまして、当初予算から当然これを見込むことは、かなり危険な歳入の見込みということにならざるを得ません。一定程度対象になりそうだという見込みができた段階で予算措置をするのが妥当かなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 根本的な考え方が違うと思うんですよ、予算の組み方の。何としても上の許可を得なかったら、予算は組めないんですか。そういうことじゃなくて、やはり見込みでもってやっぱり予算を組んで、それは補正というものがあるんですから、最終的には補正してもいいから、やっぱり最初の考え方を、計画をきちっとやっぱり予算に組んでいくべきだと、私はそう思うんですよ。それがための予算ですよ。我々は、そういう考え方があって、やっぱり予算というものを審議していつているわけですから。決算じゃないですから。予算なんです。そういうことをもう少し根本的にやっぱり考え直してほしいと思うんですが、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

許可あるいは許可の予定がなければ、予算を組めないわけではございません。これは委員ご承知のとおりのことでございます。ただし、繰り返しになりますが、この特別措置分につきましては、最初から許可になる可能性があるという通常の措置ではございません。18年度に新たに創設された措置で、なおかつ全団体が対象になるものではございません。その見きわめに時間を要したということでございますので、当初予算から許可がなくても予算は当然組めますが、そういう特別な措置の起債でありますので、この時期になっての計上ということになりました。

繰り返しになりますが、許可がなければ予算に組めないということではございませんが、そういう事情があったということをご理解賜りたいと思います。

(「いいです」の声あり)

- 委員長（谷口委員） いいですか。
他にございませんか。

(なし)

- 委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。
7 款町債、1 項町債、1 目下水道債。ございませんか。
なければ、歳入を終わります。
次に、8 ページ、歳出に入ります。
1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、2 目管渠管理費、3 目処理場管理費、4 目普及促進費。ございませんか。
2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。
3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 目利子。ございませんか。
なければ、以上で歳出を終わります。
次に、1 ページにお戻りください。
第2条、債務負担行為の補正、3 ページ。ございませんか。
第3条、地方債の補正、4 ページ。
総体的にありませんか。

(なし)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
- 委員長（谷口委員） 次に、議案第15号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入歳出予算の補正、5 ページから、事項明細書をお開き願います。
6 ページの歳入から進めてまいります。
1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目地域支援事業負担金。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目介護保険事業費補助金、7 目地域支援事業交付金。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金。

5 款道支出金、2 項道補助金、2 目介護保険給付費補助金、3 目地域支援事業交付金。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、2 目認定調査等費。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 目施設介護サービス給付費、3 目居宅介護福祉用具購入費、4 目居宅介護住宅改修費、5 目居宅介護サービス計画費、6 目審査支払手数料。

3 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費。ございませんか。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施設事業費、2 目介護予防一般高齢者施策事業費。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、2 目任意事業費。

5 款介護給付費準備基金費、1 項介護給付費準備基金費、1 目介護給付費準備基金費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

1 ページにお戻り願います。

第2条、繰越明許費、4 ページ。ございませんか。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第16号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページから、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス収入、2 目施設介護サービス費収入。

3 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入。

4 項身体障害者居宅支援助収入、1 目デイサービス身体障害者居宅支援助収入。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

6 ページをお開き願います。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通諸介護サービス事業費、3 目訪問入浴介護サービス事業費、4 目短期入所生活介護サービス事業費、7 目包括的支援事業費。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第17号 平成18年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定料の補正、ございませんか。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正、6 ページをお開き願います。

収益的収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。

2 項営業外収益、2 目受取利息及び配当金。ございませんか。

以上で収益的収入を終わります。

収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費、4 目総係費、5 目減価償却費、6 目資産減耗費。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、3 目消費税及び地方消費税。ございませんか。

次に、1 ページにお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正、7 ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、5 項工事負担金、1 目工事負担金。ございませんか。

以上で資本的収入終わります。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、3 目メーター設備費。ございませんか。

次に、2 ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。ございませんか。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第18号 平成18年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。ございませんか。

次に、第3条、収益的収入及び支出、12ページをお開き願います。

収益的収入、1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益、2 目外来収益、3 目その他医業収益。ございませんか。

2 項医療外収益、2 目患者外給食収益、3 目その他医業外収益、4 目他会計補助金。

3 番、南谷委員。

●南谷委員 4 目他会計補助金7,195万5,000円ですか、この関係、一財から多くが繰り入れられておると理解させていただきました。平成16年、17年度と、両会計ではこの時期に繰り入れをなさっておられません。町立病院は町立病院の独自会計で営業努力をしていただきたいという町長の方針に沿って、この何年間、年度末である程度の赤字計上をしてきた。今年、このときに7,000万円近いものを繰り入れをなされる、このまず要因につきまして、お伺いをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） お答えを申し上げます。

他会計補助金、昨年までは、確かにリハビリテーション、さらには小児科医療、高度医療対策、不採算地区病院運営経費という部分における、国の基準ではあるんですけども、不採算経費の繰り出しというのはございませんでした。特に、不採算地区病院については、今年度指定をされたということもあります。そういう意味で、これは町の一般財源でございますから、交付税措置ということがあるわけでございますけれども、あくまで一般財源でございますので、その辺は、町の方針によって、この運営経費の補助というのがなされるというふうに思っております。

ただ、当初予算にもお話を申し上げましたけれども、一般会計との中で、実は病院の不採算経費に当たるルールづくりを今、進めている最中であります。ですから、当初予算の中では、リハビリテーション、さらには小児科医療、高度医療、不採算地区運営に係る補助金については、状況を見て、町も財政も非常に厳しいわけでございますから、その辺のルール、計算上は出てくるわけでございますけれども、病院の自助努力の中でやっていけないかということで、当初予算については計上されなかったということでございますけれども、この経費につきましては、特にリハビリテーションにつきましては、新聞でご承知のとおり、大きく診療報酬が削られている状況にある。その中で、地域でリハビリテーションをやるとなれば、これは町立病院の中ではできる状況ではないということをまずご理解を願いたいと思います。

それと、小児科医療も、実は診療報酬が半分です。大人の半分。時間は同じだけかかって、診療報酬は半分。子供だから半分というわけではないんですけども、そういう状況にある中で、国はこれを不採算経費というふうに考えている。それと、こういう町立病院でありますけれども、やはりMRIだとかCTだとか、そういう機械を含めて、高度医療についても、これは買って、患者さんの数からすると収支が合わないことになっておりまして、これらについての状況について見ていただいたということで、病院としては、過去においても、この内容については要望していたわけでございますけれども、一般会計の中で、町立病院の自助努力も含めて、限界に至る近くまで努力をしてくている。その中で、この補助金が認められたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 既に新聞等で今年度の病院会計というものが発表になっておるんですよね。ただいまの事務長のご答弁ですと、僕の頭では、ちょうどよくうまく数字が合っているなという感じがしないでもないんですけども、そうしますと、今後そうですね、来年以降も、今年の事業を、今のご答弁ですと、19年、20年ともこのように、この時期に、当初に組まれるのか。7,000万円ぐらいのものを一つの事業展開の中で取り組んでいかれると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私どもの病院経営の中で、特に不採算地区病院というのは、過去2年間の病院運営が非常に悪うございましたので、そういう中での反映ということでもあります。我々としては、こういう経費をもらう中で、やっぱり物事を進めていく。

さらに、リハビリテーションなり小児科医療というのは、これは収入に対しての支出の計算式がありまして、この辺も、やっぱり患者の増を含めて頑張っていかなければならないこと。そういう中で、計算ルールを立てた中で、我々としては、この7,100万円を来年度もきちんといただくということではなくて、まだ自助努力できる部分はあるというふうに思っております。そんな中で、我々としては、収支の均衡を保つことは、私としては、これはもう非常に病院経営における基本を何とかこれからの地域医療を進めていく中で、原点であろう、出発点であろうというふうに思っております、何とかその辺のことを理解を求めてきたところであります。

ですから、この数字を、我々としては、収支のバランスラインというのがあるんですけれども、前の議会にもお話ししたと思いますけれども、4億円から4億5,000万円が、建設改良を含めて厚岸町の場合、ラインですよということをお話しさせていただきました。我々としては、そのラインをですね、やはり4億円を切るような、これは元利償還金も含めての話ですけれども、経営努力というのを今、盛んにしているところであります。

ですから、これがすべて、7,100万円が来年度も病院の経営としていただけるから、その中で経営をしていくという考え方は持っておりませんので、そんな中、今年度は収支を合わせる中でのこの不採算の経費として合致をしたということで、我々としては、約9,200万円ぐらいの赤字決算というふうに当初考えておりました。それが、さらに2,000万円ぐらい、要するにいろいろな改善の中、収支増の中で進んできたわけでございまして、その中でのこの7,100万円という数字が出てきたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 いや、詳しくご説明をいただいたんですけれども、私の聞きたいのはこういうことなんです。2年間、この時期に一財から繰り入れを出されてなかったよ。で、病院会計が非常に皆さんのご努力によりまして、最終的にはこのような数字になったんだけれども、町サイドとして、病院経営に私は一定の補助率というんですか、ある程度採算ラインを見据えた町としての責任の負担のできるようなものをひとつ構築していくべきでないかということを前から私は求めておったんですけれども、自助努力でということをおっしゃられてきました。

ここに来て、7,000万円の繰り入れをされたいと、こういうご提案でございすけれども、そのことについて、金額が云々とかではないんですよ。考え方なんです。だから、僕の聞きたいのは、この7,000万円というのは、数字に固定するわけではないんですけれども、それぞれの項目に分かれておるこういう理由で、不採算部門についての一つの事業展開をされて、こういうふうに7,000万円というものを繰り入れしますよと、こういう

ことが説明あったんですけれども、今後について、しからば来年度以降もこういう事業でやっていかれるということであれば、恒常的にそのくらいのものをある程度めどに一財から繰り入れしていただけるのか。それとも、収支によって、今、事務長が答弁されたような話なのか、その辺をきちんと、あやふやなもの、僕の理解の中では整理ができないので、ご答弁をいただきたい。

途中どうなんだということをお尋ねしているんで、数字がどうのこうのではないんですよ。今回7,000万円入れたよ。そのことは、今年こういう事業をやってきて、来年は5,000万円なのかもしれない。だけれども、継続的にこういう事業に対してこういうことでありますよということなのか、たまたま数字なのか、その辺どうなんですか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 地域医療をこの地域で進めていく中では、小児医療、リハビリテーション医療、これは不可欠というふうに思っていますので、進めていきたいと思っています。

私の方からはこの程度にとどめて、あと税財政課長の方でお願いします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご質問にお答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、新年度予算では、病院事業会計への負担金につきましては、3億5,451万3,000円ということで、18年度当初並みの負担金の計上となっております。このたび、18年度病院会計の補正予算につきまして、7,000万円の追加の負担金を一般会計から負担を増額したということについて、今後はどうなんだというご質問かと思えます。

今後につきましては、確たることは当然、将来のことは、一般会計の財政状況等、不透明な部分が多々ありますので、確実なことは申し上げることはできませんが、少なくとも、この企業会計のいわゆる赤字、不採算等々の累積債務等について、基本的には増加をさせない考え方で進めていきたいというふうに考えますが、これにはやはり資金、財源が必要でございます。しかしながら、それができなければ、累積債務は当然ふえていくことになるでしょうし、それがふえることによって、町民の健康と命を守る病院の存続等々がやはり危ぶまれるということもあります。それから、近年、医師の不足等々もございまして、そういう意味からしましても、この町立病院が中核病院として存続していくためにも、この経営がしっかりすることによって、地域周辺からの患者さんの増加も見込まれるであろうと。そういう意味も総合的に判断した上で、次年度以降も一般会計等々の財源状況、財政状況、それらを勘案しながら、できる限り累積債務等を増加させない基本的な考え方を持って進めてまいりたいというふうに考えておりますが、これは担当のみの考え方でありまして、毎年毎年財政状況というのはわかりません。しかしながら、そういう基本的な考え方だけは持って進めて、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 私の申したいのは、数字がどうのこうの、考え方がどうのこうのでないんですよ。少なくとも、先般、道新に出たんですよ。今年の病院会計は黒字ですよ。でも、今日、現在、この7,000万円の繰り入れについて議論を今しているんですよ、まさに。おかしくないですか。僕の言いたいのはそこなんですよ。

町民の皆さんにですよ、どうあるべきかということをしっかり議論をして、それから出てくんならわかるんだけど、やはりきちっとその辺の考え方というものを、以前にご答弁をいただいたときには、自助努力をしていただきますよということをきちっと私は理解をしておるんですよ。その後、何も議論のないうちに、この7,000万円の繰り入れの予算書をいただいただけですよ、僕は。だれが決めたんですか。その辺もしっかりと議論をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 4目、他にございませんか。
16番、竹田委員。

●竹田委員 ちょっとわからないんで、聞きたいんですけども、病院会計の総額の累積赤字、10億円を超えたら、何らかの形で報告とか何とかというの、ありましたよね。その辺、ちょっとお聞きしたいんですけども。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 要するに、不良債務と言いまして、不良債務比率が50%を超えますと、今年の夕張市を含めて、今まではなかったんですけども、再建計画を提出というふうなことが今年度の1月に道から求められました。
以上です。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 その50%を超えるということが、1つの目安として、厚岸町立病院は10億円ということなんですか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 要するに、10億円ということは累積赤字でございます。そ

の中で、不良債務というのは、現金不足というのは約5億2,000万円程度であります。それで、52.6%というのが平成18年度の不良債務の比率で、健全化の計画を求められたということであります。

●委員長（谷口委員） 16番。

●竹田委員 50%を超えるという不良債務比率というのは、それがだから10億円なんですか。何回も同じことを聞くんだけど、その数字は、では幾らなんですか。ここまでの限度だよという数字は。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ですから、累積欠損金は10億4,000万円ほどありますけれども、累積欠損金の中には減価償却をしている帳簿上の現金の処理というのがございます。それを引きますと、現金の不足は5億3,000万円です。ですから、その現金不足を不良債務比率と言うんですけれども、それが5億3,000万円があるがために、不良債務比率が52.6%に相なったということでありまして、帳簿上落とさなければいけない減価償却を除いた金額が、実際の不良債務として現金不足になっているという判断が道ではあるようございまして、それを50%を超えますと、現金不足が50%を超えますと、再建計画を提出しなさいということで、今年度から、夕張市の問題になってから、発覚をしたということであります。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、今のところ5億3,000万円、現金処理をすると5億3,000万円ですから、トータル的には10億4,000万円までいいということですよね。現金処理をしない前の金額という。現金処理をする残りの金額は5億3,000万円までという考えでいいんですか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今回、収支が均衡を保てるということになりますと、その減価償却費等を含めて約8,000万円の帳簿上の現金をいわゆる落とすことになります。そうなりますと、大体5億円が不良債務比率の50%に当たるということでありまして、今回8,000万円ほど、収支がいわゆる均衡を保てますと、現金不足が8,000万円解消される、今年度ですね。そうすると、比率は40.5%に改善になる見込みであります。

ですから、その域から外れていく形にはなりますけれども、現金不足で、要するにその会計の健全性を今、北海道でははかっているという状況であります。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 難しい話は後でゆっくり聞かないと、ここではちょっと理解はできない部分があるんですけども、仮に今回のこの3億1,381万3,000円を18年度のトータル累積赤字、たしか僕の記憶では8億1,000万円くらいあったと思うんですけども、それを足したとしたら、その時点で、今回この一般会計の補助金がなければ、どういう計算になって、どういう状態になっていったのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 10億4,000万円の赤字が7,000万円プラスになって、累積欠損金としては残るという形に相なります。

（「そういうこと聞いたんじゃないんだよな」の声あり）

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 そうしたら、10億4,000万円プラス7,000万円ですと11億1,000万円という累積、トータルでなるということで、そういう理解でいいんですか。

そうしたら、今回、この一般会計からの補助金がなかったら、先ほど言われた累積赤字の10億4,000万円を超えることになりますよね。なりますよね。その超えたときに、どういう状況になるんですか。もしその補助金を入れなかったとき、病院としては、どういう状態の措置をとらなければならなくなってくるのかということを聞いているんですよ。

●委員長（谷口委員） 休憩するかい。

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 大変休憩中、申しわけございませんでした。

3億円のいわゆる運営経費をいただいているということでもあります。ですから、公的病院を運営する中で、国は地方交付税、特別交付税の中で、その財源支援をしていると

いう状況でありまして、この病院を運営する中において、今、追加の7,000万円のもとのベースは2億4,000万円という、病院を建てた経費、さらには今まで救急医療とか行っている経費、これは赤字です。それを病院の中の経費の中で賄うことはできません。今、例ですけれども。そういうものは、公的病院を運営する中での財源ルールの中で、町は国、道からの交付税、交付金をもって地方病院に補填する形になっております。それがルールになっております。

今回、今、南谷委員が言われた追加の7,000万円というのは、今までですね、過去においてのこの3億円ベースの、これは4条予算と3条予算があるんですけれども、数字からすると、今年度突出している数字ということの質問だったというふうに私は思っております、そういう中で収支を合わせていく。ですから、それを全然病院経営の中に入れないで病院経営をやれというなら、病院はなくなるというふうに思っておりますし、できないというふうに思っております。

ですから、ベースは、建物の元利償還金、救急医療、不採算のものがあるんですけれども、それは行政が、いわゆる命を守る行政が補填をしなければならない経費というふうに理解をしていただきたいと思いますけれども、それがなくなれば、病院は運営できません。つぶすしかないです。そういう状況でありますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 それを聞きたかったんですよ。すみませんね、聞き方悪くて。頭悪いもんですから。

それで、今回のこの新聞に出た部分とかも、これ、町民にとっては理解不足という話になるのか、それとも町側の説明責任がきちとなされなければならないと、この病院のこの会計の部分についてはですね。

これをやはり町民側の大半が、僕らもと言ったら大変申しわけないんですけれども、私自身がこの数字をきちっと見なくて、例えば新聞だけを見たときには、町立病院は260万円の、280万円でしたか、その辺の数字はちょっとあれなんですけれども、黒字経営だったというふうに町民も理解したし、僕もそういうふうに理解をしていたんです、実は。ですから、その辺のやっぱり町側としての町民に対するきちとした理解を得るための説明責任というのは果たさなければ、こういう問題はわからないんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、それはやっぱりきちとしていただきたいというふうに要望しまして、質問を終わります。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 病院経営というのは、報道陣も含めて、関心のある事項であるようであります。そんな意味で、我々の病院経営、病院事業に対しての関心も持たれていて、こういう記事になったというふうに思っておりますけれども、ただ、平成16

年度単年度収支が、約2億三、四千万円いわゆるベースとしてもらっている段階で、3億7,000万円の赤字が出ていたと。去年度はどうだったかというと、去年度も約2億円ちよっとの補助金をいただいていたけれども、2億4,500万円の赤字が出た。それが、逆に言うと、今回7,000万円の追加の支援で黒字になった。この努力は、いわゆる医師含め、スタッフ含めて、非常に大きなものがあるというふうに私は思っております。自慢じゃなくて、本当に思っております。

ですから、これがこれからの士気に、病院をこれからよくしていく、地域医療を頑張っていくという士気につながっていくものというふうに思っておりますので、そのことを含めて、今までの赤字が現実的には消えたことは事実でありますから、そのことを議員各位も町民の皆さんにお知らせを願えればな。また、これらのことの結果については、決算が出てまいりますので、その段階で、できるだけわかりやすくそのことをお知らせをしていきたいなと思っております。

先ほど、先んじてそういう報道が出た。我々としては、予算として公表されているものですから、議員に配付されているものですから、そういう意味では、そういうことが議論の前に出たということは、ちょっとだったのかなと思いますけれども、ただ、いずれにしても、そういう関心事であったということをご理解願って、議論の中で決まることとございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、収益的収入終わりますして、収益的支出、13ページに入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、2目材料費、3目経費、5目資産減耗費、6目研究研修費。

2項医療外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目医療技術員確保対策費、3目雑損費。ございませんか。

以上で収益的支出を終わります。

2ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出、16ページをお開き願ひます。

資本的収入、1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金。

資本的収入を終わります。

資本的支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費。ございませんか。

以上で資本的支出を終わります。

3ページにお戻り願ひます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。ございませんか。

第6条、他会計からの補助金。ございませんか。

第7条、重要な資産の処分。ございませんか。
総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（谷口委員） 以上で各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算
9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月13日

平成18年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長